

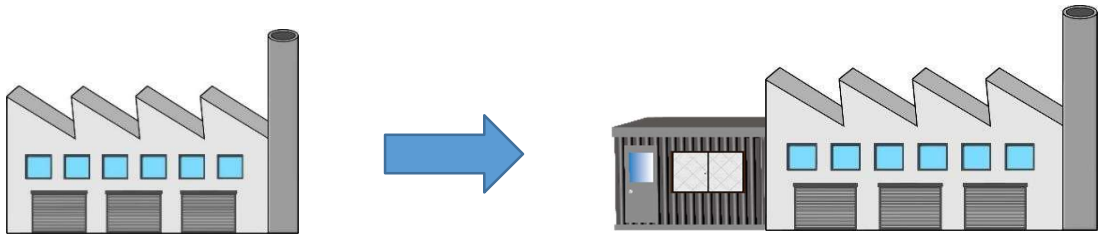
知らない間に**消防法令違反**に



建物関係者の皆様へ

こんな時は、**必ず消防署へ事前相談**を！

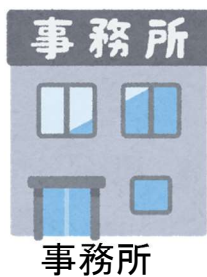
【例 1】建物を**増築**する場合



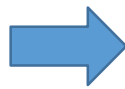
【例 2】隣接する建物間を**接続**する場合



【例 3】建物の**用途変更**



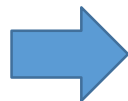
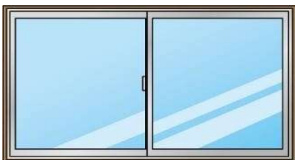
事務所



飲食店として使用



【例 4】改装工事に併せて、**開口部(出入口・窓)を塞ぐ**



格子を付ける



窓を塞ぐ

消防署へ事前相談や届出なく建物の使用を開始した場合、消防法令違反に気づかず大切な従業員やお客さんを危険な建物へ招き入れることとなります。

建物の増改築や建物同士の接続、事務所を飲食店に用途変更したり、開口部(窓、出入口)を塞いだりすることで、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**などの設置が新たに必要となることがあります。

事例の消防法令違反を解消するには、次のような方法があります。

- 例1 増築等をした部分を撤去、接続部分を切り離す、テナントの退去、開口部(窓等)の復元
- 例2 必要となる消防用設備を設置する。

☆消防法令に違反した場合

①違反建物を公表します

消防本部ホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性を公表する場合があります。

対象となるのは、飲食店、物品販売店やホテル等、不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する施設です。

②行政処分の対象となります

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口付近に危険を知らせる標識が設置されます。

【罰則内容の例】

消防法第17条の4に基づく措置命令違反:「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

建物を利用する方々の「安心・安全」のために



最寄りの消防署
や分署に相談を

【お問い合わせ先】

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	
羽咋消防署	0767-22-7812
宝達志水消防署	0767-29-3707
志賀消防署	0767-32-1776
富来分署	0767-42-1211